

別紙2 参考様式

現在の人・農地プランの区域の全部又は一部の区域であって既に実質化していると判断する地区

対象地区名	範囲	区域内農地面積(ha)	近い将来の農地の受け手①		近い将来の農地の出し手②		①及び②の面積合計(ha)	備考
			中心経営体数	現状の経営面積合計(ha)	農業者数	貸付等予定面積合計(ha)		
東児玉地区	根木区	38.2	23	15.91	10	7.23	23.14	
	南阿那志区	62.9	33	21.4	18	10.36	31.76	
	下児玉区	61.7	29	35.24	5	11.24	46.48	
	北十条区	51.5	26	35.04	1	0.29	35.33	
	南十条区	33.2	16	19.06	2	0.88	19.94	
	沼上区	89.7	19	56.05	18	5.81	61.86	
松久地区	広木区(北)	75.4	21	49.7	7	1.4	51.1	広木地区の国道254号の北側の水田地帯
	駒衣区	120.5	35	59.71	19	6.02	65.73	
	古郡区	61.6	14	31.59	8	4.09	35.68	
大沢地区	円良田区	15.2	1	3.34	37	4.72	8.06	

令和2年5月時点

注1:1集落1農場を実現しているような区域においては、区域の受け手の事業が将来にわたって安定的に継続される見込みを後継者の確保状況等により確認し、確認した旨を「備考」欄に記載します。

注2:「範囲」を集落名等により特定できない場合には、地図等を用いて特定することができます。

注3:「近い将来の農地の受け手」の「現状の経営面積合計(ha)」には、対象地区内における中心経営体の現状の経営面積の合計を記載してください。